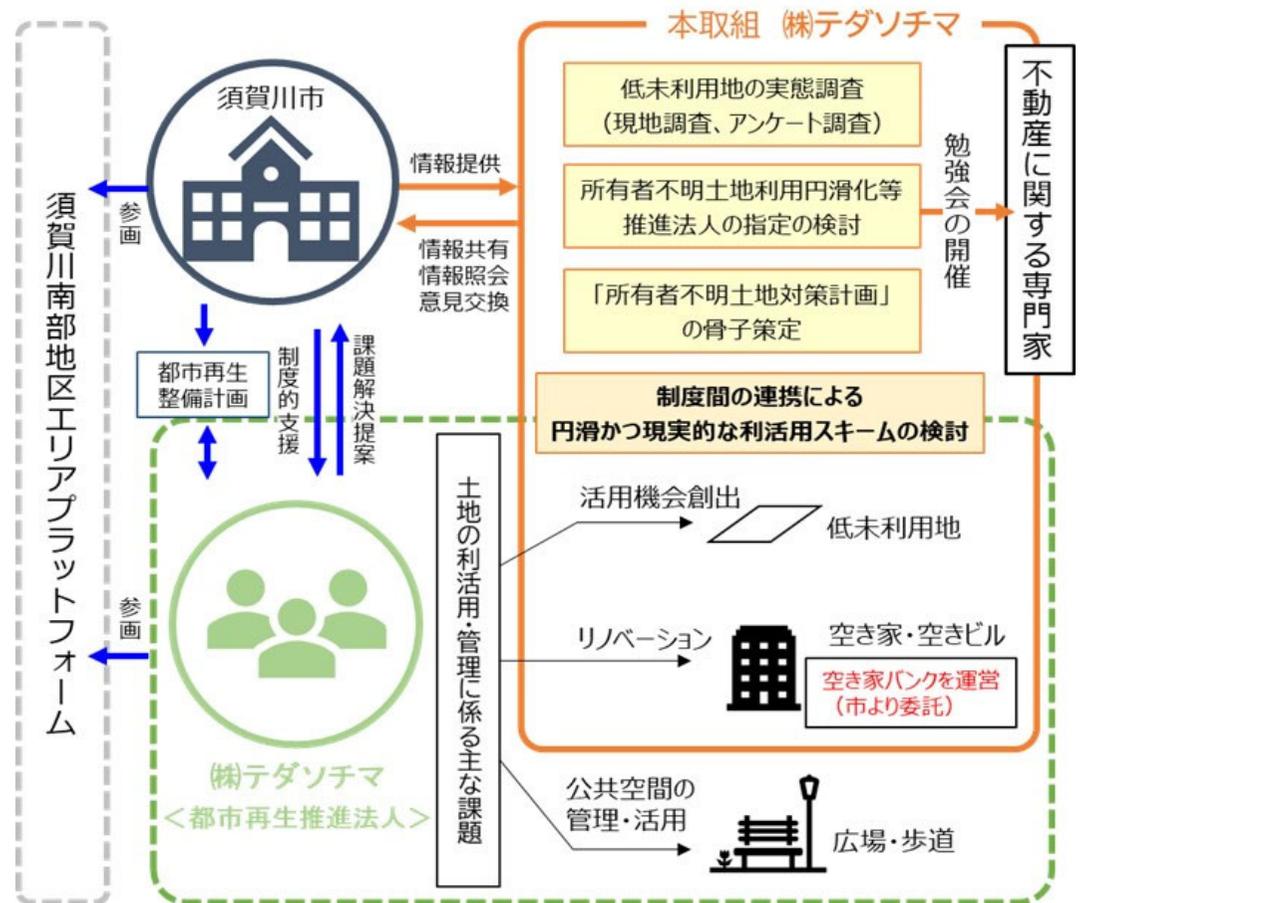


活動範囲	対象地域の特性	地域が抱えている課題	取組の方向性	解決方策
中心市街地	地方都市の中心市街地（中心市街地活性化基本計画区域）で、公共施設や飲食店等の集約が望まれるエリア。	中心市街地に増加する駐車場・空き地等の低未利用地の利活用を図り、所有者不明土地予備軍・特定空家予備軍の対処が必要である。	発生予防/利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生推進法人として実施する低未利用地に係る事業によって、点在・分散する低未利用地、青空駐車場の集約、隣接する民有地の一体的利用等を推進するとともに、所有者不明土地利用円滑化等推進法人として所有者不明土地の利活用も検討する。 当該地域における「所有者不明土地対策計画」の策定に向けて基礎調査を実施し、計画内容を検討する。

事業内容・スキーム

○「須賀川南部地区 未来ビジョン2022-2031 みちしるべ」に掲げる「点在・分散している低未利用地や青空駐車場の集約化、または隣接している民有地間の一体的利用を図る」という目標を達成する上で、「都市再生特別措置法」と、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づく両制度との連携を検討し、より現実的な手法（運用方法）や推進体制を目指すものである。



取組目標	所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定	専門家等との勉強会の実施（2回）	所有者不明土地対策計画の検討・策定
取組内容 と成果	都市再生特別措置法に基づいた低未利用地の利活用を検討する中で、所有者の「協定」による事業実施を想定した場合、所有者不明土地により、利活用内容や区域の変更が必要となる可能性があることから、地域福祉増進事業と連携することで、事業者への使用権付与により、低未利用地の利活用の実現性・継続性確保が期待できることを確認した。	司法書士、金融機関、学識経験者など各専門家からの実情や問題意識を踏まえ、今後は専門家等が協力した取組の必要性について共有できた。所有者調査に関して、詳細な調査に必要となる行政で管理している情報は、個人情報保護の観点から、法令に基づかない限り提供できないとのことだった。	所有者不明土地対策計画の対象区域は、まちづくりを積極的に実践する区域を重点区域として設定可能であるなど、都市再生の取組との連携が図れることを確認した。計画骨子を作成することで、本制度が目指す具体的な方向性が理解できた。